

令和 7 年 2 月 17 日
議 会 運 営 委 員 会

議員提出議案（条例案）一覧

令和 7 年 2 月 定例会

	件 名	原案提出	備 考
1	名古屋市児童を虐待から守る条例の一部を 改正する条例（案）	自 民 民 主 公 明	



名古屋市児童を虐待から守る条例の一部を改正する条例

名古屋市児童を虐待から守る条例（平成25年名古屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「もって児童の」の次に「権利を保障し、その」を加える。

第2条第4号中「児童福祉施設の職員」の次に「、里親、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「里親等」という。）」を加える。

第3条第2項中「当たっては、」の次に「児童を権利の主体として尊重し、」を加える。

第4条に次の1項を加える。

6 市は、虐待への対応において、警察及び関係機関等との連携の強化並びに児童相談所等が行う支援及びその業務の効率化を図るため、情報通信技術の活用の推進に努めなければならない。

第6条中「虐待が決して正当化されることではないことを認識し、児童のしつけ」を「子育てに関する知識を習得するとともに、児童の養育」に改め、同条に次の2項を加える。

2 保護者は、虐待が決して正当化されることではないことを認識し、児童のしつけ及び教育に際して体罰及び精神的苦痛を与える行為その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

3 保護者は、養育する児童の財産を不当に処分することその他児童から不当に財産上の利益を得てはならない。

第8条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「連携して」の次に「妊娠、出産及び」を加え、同項の次に次の1項を加える。

2 市は、虐待を予防するため、市民に対して親になるために必要な知識及び命の大切さについて、関係機関等と連携して教育及び啓発に努めるものとする。

第9条第2項中「児童福祉施設の職員」の次に「、里親等」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項中「児童福祉施設の職員」の次に「、里親等」を

加え、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市は、虐待の迅速かつ的確な対応その他虐待の防止に関する専門的な知識及び技術を有する職員を育成するため、児童相談所等の人材育成に係る体制の整備及び強化を図るものとする。

第11条に次の1項を加える。

- 5 市は、虐待を受け、又は受けるおそれのある児童及び保護者に対する支援の途中でこれらの者が市外に転出する場合において、緊急性又は継続的な支援の必要性が高いときは、転出先の地方公共団体に対面等で伝達し、支援を途切れさせないために必要な措置を講ずるものとする。

第13条第2項中「（昭和22年法律第164号）」を削り、「第1項」の次に「又は第2項」を加え、同条第3項中「同項の」の次に「調査及び」を加え、同条第4項中「必要に応じ、」の次に「児童の親族、」を加え、「その他虐待を受けた児童の安全の確認のために必要な者に対し、」を「、事業者その他必要な者に対し、第1項の虐待に係る調査及び」に改める。

第15条中「図りつつ、」の次に「当該通告に係る調査及び」を加え、「ための措置を講ずる」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の調査及び児童の安全の確認に当たっては、第13条第1項、第3項、第4項及び第6項の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「児童相談所長」とあるのは「福祉事務所長」と、「児童相談所」とあるのは「福祉事務所」と、同条第4項中「児童相談所長」とあるのは「福祉事務所長」と、同条第6項中「前2項」とあるのは「第4項」と読み替えるものとする。

第16条の見出しを「（保護者への指導及び支援）」に改め、同条中「家庭的環境」を「家庭環境」に改め、同条を同条第2項とし、同条第1項として次の1項を加える。

市は、虐待を行った保護者に対し、虐待を受けた児童及び家族との良好な関係の形成並びに虐待の再発防止に必要な指導及び支援を行わなければならない。

第16条に次の1項を加える。

- 3 保護者は、前2項の指導及び支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行うよう努めなければならない。

第23条を第28条とし、第20条から第22条までを5条ずつ繰り下げる。

第19条第1項中「検証し、」の次に「社会情勢の変化に対応した」を加え、同条第3項中「再統合に向けた」を削り、同条を第24条とする。

第18条中「里親又は児童福祉法第27条第1項第3号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「里親等」という。）」を「里親等」に改め、同条を第23条とし、第17条の次に次の5条を加える。

（虐待を受けた児童の意見表明権等の保障）

第18条 市は、虐待を受けた児童の保護及び支援を行うに当たって、児童の意見を聴く機会及び児童が自ら意見を述べる機会の確保その他児童の権利を尊重するための取組を行うものとする。

- 2 前項に規定する意見を聴く機会等の確保に当たって、市は、児童が十分な理解のもとに意見を述べることができるよう必要な情報の提供に努めなければならない。

（一時保護施設的环境整備）

第19条 市は、一時保護された児童が、児童を一時保護する施設において児童の権利が擁護され、安心、安全な環境及び家庭的な環境において児童の特性等に応じた適切な生活支援等を受けるとともに、年齢及び発達に応じた教育を受けられるよう、施設的环境整備及び運営に努めなければならない。

（保護者から分離された児童への支援）

第20条 市は、虐待を受け保護者から分離された児童が社会的養護の下で養育される場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な支援に努めなければならない。

- 2 市は、社会的養護の下で養育された児童（18歳に達した者を含む。）が、自立した生活を円滑に営むことができるよう関係機関等と連携して切れ目のない支援を行うよう努めなければならない。
- 3 市は、前2項の支援を行うに当たっては、里親等に関する普及啓発及び里親等への委託の推進並びに乳児院、児童養護施設等の施設及び児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業その他社会的養護に関する事業の充実に努めなければならない。

（妊産婦等への支援）

第21条 市は、虐待の予防に当たり、関係機関等と連携し、妊娠、出産及び子育てに関する相談に応じ、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行うよう努めるものとする。

2 市は、虐待の予防に当たり、児童福祉法第6条の3第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業並びに母子保健法（昭和40年法律第141号）第11条に規定する新生児の訪問指導及び同法第12条に規定する健康診査等を活用するとともに、これらの事業により状況を把握できなかった家庭の情報を児童相談所及び福祉事務所において共有するものとする。

3 市は、家庭生活に支障が生じ支援を必要とする妊産婦等に対して、生活援助に係る事業の実施その他必要な支援を行うものとする。

4 妊産婦は、胎児が出生後心身ともに健全に成長していくため、母子保健法第10条に規定する保健指導等を積極的に受けるなど自己及び胎児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

5 妊産婦の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び同居人は、当該妊産婦の身体的及び精神的な負担を軽減し、当該妊産婦が安心して生活することができるよう配慮しなければならない。

（被虐待経験のある者への支援）

第22条 市は、過去に虐待を受けた者に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、児童の権利を保障し、児童の心身の健やかな成長及び発達に寄与するため、児童虐待の防止等に関する施策の充実を促進する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案
現 行)

名古屋市児童を虐待から守る条例 (抜すい)

(目的)

第1条 この条例は、児童を虐待から守ることについて、基本理念を定め、市、市民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防、情報の共有及び提供、通告に係る児童の安全の確認等並びに虐待を受けた児童等に対する支援等に関し必要な事項を定め、もって児童の権利を保障し、その心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 (略)

(1) }
(2) } (略)
(3) }

(4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、里親、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「里親等」

という。）、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者をいう。

(基本理念)

第3条 虐待は、決して正当化されることのない、児童の人権を著しく侵害す

る行為であり、何人も虐待を許してはならない。

2 児童を虐待から守るに当たっては、児童を権利の主体として尊重し、児童の利益を最大限に配慮しなければならない。

3 (略)

(市の責務)

第4条 (略)

2 }
3 } (略)
4 }
5 }

6 市は、虐待への対応において、警察及び関係機関等との連携の強化並びに児童相談所等が行う支援及びその業務の効率化を図るため、情報通信技術の活用の推進に努めなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、子育てに関する知識を習得するとともに、児童の養育
虐待が決して正当化されることではないことを認識し、児童のしつけに際して、人権に配慮し、児童の心身の健やかな成長及び発達を図るよう努めなければならない。

2 保護者は、虐待が決して正当化されることではないことを認識し、児童のしつけ及び教育に際して体罰及び精神的苦痛を与える行為その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

3 保護者は、養育する児童の財産を不当に処分することその他児童から不当に財産上の利益を得てはならない。

(虐待の予防)

第8条 市は、虐待を予防するため、市民及び関係機関等と連携して妊娠、出産及び
子育てに関する支援を充実させるよう努めるものとする。

2 市は、虐待を予防するため、市民に対して親になるために必要な知識及び命の大切さについて、関係機関等と連携して教育及び啓発に努めるものとする。

3
2 (略)

(人材の育成)

第9条 市は、虐待の迅速かつ的確な対応その他虐待の防止に関する専門的な知識及び技術を有する職員を育成するため、児童相談所等の人材育成に係る体制の整備及び強化を図るものとする。

2 市は、児童相談所、福祉事務所及び保健所の職員並びに学校の教職員、児童福祉施設の職員、里親等、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者が虐待を早期に発見し、その他虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

3
2 市は、虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び福祉事務所の職員並びに学校の教職員、児童福祉施設の職員、里親等その他虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。

(情報の共有)

第11条 (略)

2 }
{ (略)
4 }

5 市は、虐待を受け、又は受けるおそれのある児童及び保護者に対する支援の途中でこれらの者が市外に転出する場合において、緊急性又は継続的な支

援の必要性が高いときは、転出先の地方公共団体に対面等で伝達し、支援を途切れさせないために必要な措置を講ずるものとする。

(児童相談所への通告に係る児童の安全の確認等)

第13条 (略)

2 児童相談所長は、前項の安全の確認に際し、児童の生命に関わる可能性のある外傷その他の状況が認められた場合は、当該児童の一時保護（児童福祉法^{又は第2項}（昭和22年法律第164号）第33条第1項に規定する一時保護をいう。以下同じ。）の必要性を最大限考慮しなければならない。

3 第1項の虐待を受けた児童の保護者及び保護者以外の同居人は、同項の^調査及び安全の確認に協力しなければならない。

4 児童相談所長は、必要に応じ、^{児童の親族、}近隣住民、住宅を管理する者、警察、関係機関等、事業者その他必要な者に対し、第1項の虐待に係る調査^{その他虐待を受けた児童の安全の確認のために必要な者に}及び^{児童の安全の確認に関する協力を求めるものとする。}に対し、

5 }
6 } (略)
7 }

(福祉事務所が通告を受けた場合の措置)

第15条 福祉事務所が法第6条第1項の規定による通告を受けたときは、福祉事務所長は、必要に応じ児童相談所との連携を図りつつ、^{当該通告に係る調}査及び^{児童の安全の確認を行うための措置を講ずる}とともに、必要に応じ法第8条第1項に規定する措置を採るものとする。

2 前項の調査及び児童の安全の確認に当たっては、第13条第1項、第3項、第4項及び第6項の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「児童相談所長」とあるのは「福祉事務所長」と、「児童相談所」とあるのは「

福祉事務所」と、同条第4項中「児童相談所長」とあるのは「福祉事務所長」

と、同条第6項中「前2項」とあるのは「第4項」と読み替えるものとする。

保護者への
(虐待を受けた児童と保護者との再統合に向けた指導及び支援)

第16条 市は、虐待を行った保護者に対し、虐待を受けた児童及び家族との良

好な関係の形成並びに虐待の再発防止に必要な指導及び支援を行わなければ
ならない。

2 市は、虐待を受けた児童を保護者から分離した場合には、良好な^{家庭環境}_{家庭的環}
境で生活するために当該児童と保護者との再統合に向けた必要な指導及び支
援を行わなければならない。ただし、保護者との再統合が当該児童の利益を
侵害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

3 保護者は、前2項の指導及び支援を受けた場合は、これらに従って必要な
改善等を行うよう努めなければならない。

(虐待を受けた児童の意見表明権等の保障)

第18条 市は、虐待を受けた児童の保護及び支援を行うに当たって、児童の意
見を聴く機会及び児童が自ら意見を述べる機会の確保その他児童の権利を尊
重するための取組を行うものとする。

2 前項に規定する意見を聴く機会等の確保に当たって、市は、児童が十分な
理解のもとに意見を述べることができるよう必要な情報の提供に努めなけれ
ばならない。

(一時保護施設の環境整備)

第19条 市は、一時保護された児童が、児童を一時保護する施設において児童

の権利が擁護され、安心、安全な環境及び家庭的な環境において児童の特性等に応じた適切な生活支援等を受けるとともに、年齢及び発達に応じた教育を受けられるよう、施設の環境整備及び運営に努めなければならない。

(保護者から分離された児童への支援)

第20条 市は、虐待を受け保護者から分離された児童が社会的養護の下で養育される場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な支援に努めなければならない。

2 市は、社会的養護の下で養育された児童（18歳に達した者を含む。）が、自立した生活を円滑に営むことができるよう関係機関等と連携して切れ目のない支援を行うよう努めなければならない。

3 市は、前2項の支援を行うに当たっては、里親等に関する普及啓発及び里親等への委託の推進並びに乳児院、児童養護施設等の施設及び児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業その他社会的養護に関する事業の充実に努めなければならない。

(妊産婦等への支援)

第21条 市は、虐待の予防に当たり、関係機関等と連携し、妊娠、出産及び子育てに関する相談に応じ、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行うよう努めるものとする。

2 市は、虐待の予防に当たり、児童福祉法第6条の3第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業並びに母子保健法（昭和40年法律第141号）第11条に規定する新生児の訪問指導及び同法第12条に規定する健康診査等を活用するとともに、これらの事業により状況を把握できなかった家庭の情報を児童相談所及び福祉事務所において共有するものとする。

3 市は、家庭生活に支障が生じ支援を必要とする妊産婦等に対して、生活援助に係る事業の実施その他必要な支援を行うものとする。

4 妊産婦は、胎児が出生後心身ともに健全に成長していくため、母子保健法第10条に規定する保健指導等を積極的に受けるなど自己及び胎児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

5 妊産婦の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び同居人は、当該妊産婦の身体的及び精神的な負担を軽減し、当該妊産婦が安心して生活することができるよう配慮しなければならない。

（被虐待経験がある者への支援）

第22条 市は、過去に虐待を受けた者に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

（里親等への援助）

第23条 市は、虐待を受けた児童の養育に資するため、里親等
第18条 里親又は児童福祉法第

27条第1項第3号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「里

親等」という。) に対し、情報の提供、助言、研修、相談及び里親等の相互
交流の促進その他の援助を行うものとする。

(虐待の防止等に係る体制の整備)

第24条
第19条 市は、毎年度、児童相談所及び福祉事務所における虐待の防止に関す
る取組の状況を把握するとともに検証し、社会情勢の変化に対応した 必要な
体制を整備しなければならない。

2 (略)

3 市は、第16条の再統合に向けた指導及び支援に必要な体制の整備に努めな
なければならない。

第25条
第20条
} (略)
第28条
第23条